



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

消費者被害のない地域社会を目指して

理事長 吉富啓一郎

No.33

2017. 1. 30

発行



新年のご挨拶を申し上げます。今年もご指導の程よろしくお願いいたします。

今年も引き続き標記のテーマの実現に向けて取り組んで参ります。ルーティンワークをこなしながら、とりわけ次の2点に挑戦していきたいと考えています。

第一に、改正消費者安全法への対応です。

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、県・市町及び地域の関係者(医療・福祉関係、警察・司法関係、教育関係、事業者関係、消費者団体・町内会等)が連携して「見守りネットワーク」(正式名称は消費者安全確保地域協議会)の構築の取組です。そのために、当法人の具体的な取り組みの第一歩として「消費者被害防止フォーラム」を開催しました。(2016.6.25 広島弁護士会館) 「本気で作ろう!消費者被害防止ネットワーク~真の消費者被害防止に向けて~」のもと、まず広島県担当部局から「広島県の目指す消費者行政について」の報告に続いて3つの事例報告(広島県社会福祉協議会、大崎上島町社会福祉協議会、消費者ネット広島)があり、当法人理事をコーディネーターに活発な議論が展開されました。開催の趣旨は「参加者が自分の所に持ち帰って、具体的なアクションを起こすきっかけとするもの」ですが、「きっかけ」を「実績」にまで繋げるには、当法人として何ができるのか模索が続いています。

第二に、「集団的消費者被害回復訴訟制度」への対応です。

当法人では一昨年から理事会の下に「検討チーム」を設置し、議論を重ねてきました。本年中の申請に向けて議論を加速させているところです。その中から解決すべき課題も明らかになってきています。主として、第2段階の手続に関する事です。当法人の現状に照らして、①事務局体制、②財政基盤、③金銭管理体制の改善が求められています。ゴールへのハードルは高いかもしれませんが挑戦したいと考えています。

私と「終活」と消費者ネット広島

理事 川手三枝子

昨年3月に広島県の消費生活相談員を退職し、4月からは安芸郡の町の窓口で、原則週2日勤務しています。町の窓口以身を置いて、町民と直接かかわる行政に新鮮さを感じました。実に様々なイベントがあります。防災訓練、町のお祭り、幼稚園・小学校での人権推進運動の一環で花の苗配布、児童の環境問題への取り組みとして、近くを流れる川の水質検査や生態調査、地域の伝統料理を作る食育……。地元の中学生の職場訪問では、役場に来た中学生に、消費生活窓口の説明を行いました。初めての経験で、張り切って対応しました。消費生活相談の件数は少ないのですが、相談が入れば私なりに誠意を持って対応しています。私は相談業務が好きなんだと再認識した次第です。職場の雰囲気が大きく変わったことは、私の昨年4月からの生活の大きな変化でした。も

う一つの大きな変化は、「終活」について考えるようになったことです。

それまでは日々の忙しさに追われ、その日の仕事をこなすのがやっとでしたが、仕事の山場を越えてから、「終活」(今後の生活)がとても気になりました。それで、「終活」セミナーなるものに参加しました。ファイナンシャルプランナーが開催するセミナーは、概ね葬式をどうするか、残されたものが困らないように伝えるべきことをエンディングノートに記しておくというものでした。確かにいつ死ぬか分からないので、その時に備えて準備しておくことは大切なのでしょうが、どうもまだ葬式のことを考えるのにピンときません。それで、次に社会学者の「人生100年時代をどう迎えるか」のセミナーに参加しました。こちらの方が、私が知りたかったことに近いものでした。「終活」を暗中模索している私ですが、幾つか肝に銘じていることがあります。それを紹介します。

<社会学者から聞いたこと>

- ① 100才までは生きる可能性が高いこと
- ② 「ピンピンころり」の超ラッキーは期待しないこと
- ③ 天井と壁を見て暮らす晩年があることを覚悟すること

<今までかかわったお年寄りから聞いたこと>

- ④ 結婚するとき、母方の祖母曰く、「人間は可愛くないといけん。素直で可愛ければ何とかなる」
- ⑤ 川手の祖母は、「年をとったら、きれいにしないといけん。若いうちはそれだけでいいけど、年をとったら、若い時以上に身の回りに気をつけんといけん」
- ⑥ 近所のお婆さんは、「集まろうと誘われたらすぐに行くんよ。誘っても来んかったら、誘ってくれんようになる」



人生の先達の言葉が、年を取るにつれて重みをましてくれました。

贅沢しなければ何とか食べていけるだけの蓄えを準備しました。でも、もし、何かのトラブルに巻き込まれ、財産をだまし取られたら・・・！！

悪質商法にひっかかって老後の蓄えをだまし取られた事例はたくさん知っています。私だけはそうならない保証はありません。だからこそ、今、そういうトラブルをなくすよう力を注ぎたいです。今は、他人のためではなく、自分を取り巻く環境をよくするために、消費者ネット広島の活動に関わっています。皆様からの情報提供が今後の消費者ネット広島の活動のカギです。活動が継続して大きな実りとなりますよう、消費者ネット広島の活動へのご理解と情報提供をよろしくお願いします。

「全国一斉投資被害110番」開催のお知らせ

広島弁護士会 消費者問題対策委員会

この110番は、例年30数カ所ではほぼ同時期に行われる全国一斉投資被害110番の一環として、広島弁護士会 消費者問題対策委員会の主催で行われるものであり、様々な投資にまつわる被害・トラブル等(いわゆる振り込め詐欺的なものも含みます。)を、幅広く扱います。

相談対応はすべて、広島弁護士会に所属し、投資被害の回復についての専門的知識・経験を有する弁護士によって行います。電話相談の結果、面談での相談が必要と判断された方については、個別に日時場所を調整のうえ、面談による相談を1回無料で行います。

日時：平成29年2月24日(金) 午前10時～午後7時

電話番号：082-227-0201

相談料：無料

相談内容：「先物取引等」「外国為替証拠金取引(FX)」「未公開株、社債等の投資詐欺」等

ウェブサイト閲覧中のニセの警告音にだまされないで

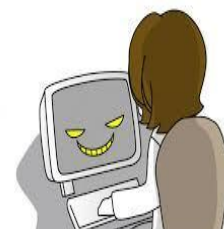
2017年1月11日 独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報第270号より

パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」等という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。

[事例]

パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなった。

パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまった。電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。(60歳代 男性)



[ひとこと助言]

- ★サイトの閲覧中に、突然、音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。
- ★画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。
- ★警告音や画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。
- ★困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等へ早めにご相談ください。

消費者ホットライン188



川柳

広島 東竜

トランプの

切るは人権
ばかりなり

オスプレー

墜した方が
恩をさせ

戦争法

平和法よと
すましいう

雪だるま

子どもとなりて
競う妻

皆様からの

投稿をお待ちしています

2月より弁護士等による情報収集受付日が水・金曜日に変更されます

消費者ネット広島では、消費者被害の未然・拡大防止のため、消費者の皆さんから不当な契約や勧誘、商品表示等に関する情報提供を受け付けています。

これまで弁護士等による電話受付を毎週火曜日・木曜日に行っていましたが、2017年2月より下記の通り、水曜日・金曜日に変更します。引き続き皆様からの情報提供を、よろしくお願いいたします。

★受付は、毎週水曜日・金曜日（祝日は除く） 午後2時から午後4時まで

TEL : 082-962-6181

この間の主な取組みなど

平成28年度地方消費者フォーラム第2回実行委員会(11/1)

第7回理事会(10/27)、第8回検討委員会(11/18)、第1回特定認定PT(11/18)

第8回理事会(11/28)、第9回検討委員会(12/12)、第9回理事会(12/26)

◎登録内容の変更。退会について◎

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務所までご連絡下さい。

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週水曜日と金曜日の14時から16時**については、**弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室

TEL:082-962-6181 FAX:082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャレひろば」にお気軽に、お越しください。

